

## ○ 防犯活動アドバイザー運用要領の制定について

平成23年9月8日生企甲達第114号  
石川県警察本部長から部課署長あて

県内における犯罪情勢は、戦後最多を記録した平成15年をピークに、刑法犯認知件数が昨年まで7年連続で減少していたところ、本年6月末では前年同期と比較して0.3%(12件)増と上半期としては8年ぶりに増加に転じ、8月末現在で1.3%(72件)増と、その後も増加している状況にある。

このような犯罪情勢を踏まえ、地域住民による自主防犯活動の一層の活性化を図り、社会全体で犯罪の起きない社会づくりを推進する必要がある。

そこで、防犯活動に関する知識、経験を有する者及び団体を防犯活動アドバイザーに委嘱し、防犯ボランティアに対する効果的な助言、支援等を行うことを目的として別添のとおり「防犯活動アドバイザー運用要領」を定めたので、効果的な運用に努められたい。

別添

### 防犯活動アドバイザー運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、防犯活動アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 委嘱

アドバイザーは、防犯活動又は防犯機器について知識、経験、技能を有し、次の各号の要件に該当する者又は団体のうちから、警察本部長が委嘱状(別記様式1)を交付して委嘱する。

- 1 人格及び行動について、社会的な信望を有する。
- 2 活動を実施する熱意を有する。

#### 第3 任務

アドバイザーは、次の活動を行うものとする。

- 1 地域住民、防犯ボランティアに対する助言、指導、防犯広報並びに防犯思想の普及啓発
- 2 防犯性能の高い建物部品及び防犯機器の普及啓発
- 3 その他防犯活動に必要な助言、指導

#### 第4 任期

アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。

## 第5 解任

アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、その任期中にかかわらず解任することができる。

- 1 アドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき
- 2 心身の故障、疾病等で任務に耐えられないとき
- 3 本人または当該団体から解任の申し出があったとき

## 第6 運用

- 1 アドバイザーの派遣を要請する場合、所属長は「防犯活動アドバイザー派遣要請書」（別記様式2）により、生活安全部生活安全企画課長を経由して要請するものとする。
- 2 生活安全部生活安全企画課長は、要請内容を勘案し適当と認めるときは、アドバイザーの派遣等について調整する。
- 3 アドバイザーを要請した所属長は、活用結果を「防犯活動アドバイザー活用結果報告書」（別記様式3）に基づき、生活安全部生活安全企画課長を経由して報告するものとする。

## 第7 遵守事項

- 1 アドバイザーは、その活動に関してプライバシーを侵害してはならない。
- 2 アドバイザーは、その活動に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

## 第8 実施時期

この要領は、平成23年10月12日から実施する。

（別記様式省略）